

# 事業継続と法的環境研究会の活動

2014年4月21日(月)

特定非営利活動法人 **事業継続推進機構**(BCAO)  
事業継続と法環境研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 災害対策基本法（S36法223号）

## □ 何を決めた法律？ 主な内容

- ◆ 防災に関する組織
  - 平時の組織（中央防災会議等）
  - 災害時の組織（非常災害対策本部等）
- ◆ 防災計画
- ◆ 災害予防
- ◆ 災害応急対応
  - 警報の伝達等
  - 事前措置及び避難
  - 応急措置等
  - 被災者の保護
    - ・ 生活環境の整備
    - ・ 広域一時滞在
    - ・ 被災者の運送
    - ・ 安否情報の提供等
  - 物資等の供給及び運送

## □ 最低確認すること？ 主な要点

- ◆ 非常（緊急）災害対策本部などの国や自治体の災害時の指揮系統と権限。（特に24条～28条の6）
- ◆ 中央防災会議、地方防災会議、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画、指定公共機関といった諸概念の理解。
- ◆ 細かいことは実施主体である自治体の地域防災計画で具体化されているので、あわせて参照が必要。

## □ 民間企業BCPにとっての意味

- ◆ 公的な応急対応を定めた法令であり、民間企業の応急対応を制限する内容が含まれている。
- ◆ 主な支援対象は、地域社会であり、民間企業を支援するという規定は限定的。
- ◆ 自治体ごとの地域防災計画とあわせて確認することが必須。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 災害救助法（S22法118号）

## □ 何を決めた法律？ 主な内容

- ◆ 総則
  - 災害時の応急対応は都道府県知事の責務
  - 政令市の場合は、市長の責務
- ◆ 救助
  - 救助は住宅や医療などの現物支給が原則（現金支給の規定もあるが、使われていない）
  - 収用、立入検査、通信設備の優先使用权など民間企業の行動を制限する条項あり
- ◆ 費用
  - 対応費用の国庫負担などに関するルール
- ◆ 雑則
  - 被災者台帳作成のための情報提供ルール
- ◆ 罰則
  - 従事命令、保管命令などへの違反には刑事罰

## □ 最低確認すること？ 主な要点

- ◆ 地域防災計画の背景としての都道府県知事（政令市長）が実行権限を持つ。
- ◆ 平成25年10月をもって、災害救助法の所管官庁が、厚生労働省から内閣府（防災）に移管。
- ◆ 民間企業の行動制限項目（収用、立入検査、通信設備の優先使用权など）。
- ◆ 細かい運用は、年度ごとの「災害救助事務取扱要領」に記載。
- ◆ 災害救助法は大災害になればなるほど弾力的運用として特例を認める通知文が出ることが多く、HP上などでの確認が必要（国の決定の実施の詳細は自治体が規定）。

## □ 民間企業BCPにとっての意味

- ◆ 災害救助法が適応されると費用補てんの可能性がある一方で、避難所提供を行う予定がある企業は、経費請求などのルールを確認（請求先は自治体）。
- ◆ 過去災害時に収用や立入検査などのルールが発動されたことはないが、留意が必要。
- ◆ 都道府県や政令市との連携に当たっては、彼らの責務を把握する意味で重要。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 国民保護法（H16法112号）

## □ 何を決めた法律？ 主な内容

- ◆ 通則
  - 平時の組織（国民保護協議会等）
  - 戦時の組織（武力攻撃事態等対策本部等）
- ◆ 住民の避難
  - 警報の発令、避難指示、避難住民の誘導等
- ◆ 避難住民等の救援
- ◆ 武力攻撃災害への対応
  - 収用等の応急措置等
- ◆ 国民生活の安定
  - 価格統制、金銭債務の支払い猶予等
  - 物資等の供給及び運送
- ◆ 復旧、備蓄、財政その他の措置

## □ 最低確認すること？ 主な要点

- ◆ 武力攻撃事態等対策本部などの国や自治体の武力攻撃災害時の指揮系統と権限。
- ◆ 通常、敵国の武力攻撃を受けている状況において、事業継続を図る責務を有する事業者は少ないが、指定（地方）公共機関となっている電力事業者などは、すでに持っている業務計画を職員に周知することが必要。

## □ 民間企業BCPにとっての意味

- ◆ 戦争やテロが発生している状況で、事業継続を図る責務がある事業者は希少。
- ◆ 指定公共機関においては、業務計画を実施する責務があるため、自治体への報告と、職員等への周知が必要。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 新型インフル等対策特措法（H24法31号）

## □ 何を決めた法律？ 主な内容

- ◆ 総則
  - 用語の定義
  - 関係機関の責務
- ◆ 対策実施計画
  - 政府行動計画→都道府県行動計画→市町村行動計画という枠組みによるコントロール
- ◆ 発生時の措置
  - 対策本部の設置
  - 特定接種の実施や停留等の防疫上の措置
- ◆ 新型インフルエンザ等緊急事態措置
  - 新型インフルエンザ等緊急事態宣言
  - 外出自粛要請等まん延防止のための緊急措置
  - 医療等の提供体制の確保
  - 価格統制、金銭債務の支払い猶予等
- ◆ 復旧、備蓄、財政その他の措置

## □ 最低確認すること？ 主な要点

- ◆ 新型インフルエンザ等は新型インフルエンザ等感染症（感染症法）と一部の新感染症（感染症法）なので、一類感染症（エボラ熱等）は適用範囲外。
- ◆ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、病原性が高く、感染力がインフルエンザ並みかそれ以上の感染症が発生したことを国が公式に宣言したことを意味。
- ◆ 実際の対応行動は自治体行動計画策定になるので、その策定は完了しており、内容を確認しておくことを推奨。

## □ 民間企業BCPにとっての意味

- ◆ 特定接種を受けられる業種においては、特定接種の意義等について従業員への周知が必要。
- ◆ 詳細は自治体の行動計画に定められており、内容の確認が必要。
- ◆ 特に基本的対処方針等諮問委員会の果たす役割が重くなっており、対策実施に当たっては、議論の進展を把握しておくことが必要。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 事業継続担当者にとっての「リーガルマインド」

## 1. BCP（事業継続計画）そのものの実効性

= 策定した事業継続計画そのものの実効性（法的な担保）の問題

<例えば>

自治体や他企業との「取り決め」に法的な拘束力はあるか？  
違反した場合の罰則はあるか？（必ずしも罰則制定を推奨するものではないが）

BCP発動後の対策・措置について、法的リスクはないか？  
（緊急措置だから全て許されるということはない。  
法的に許容される範囲について、事前に検討されているか？）

経営層

管理職

担当

## 2. 企業体としての内部統制・損失の危機管理の問題

= BCP（事業継続計画）上のリスクを、  
経営層に把握させる必要性

<例えば>

南海トラフ巨大地震が発生した場合の、当該企業体に与える損失  
新型インフルエンザのパンデミック時の損失

**事業継続の全ての場面で  
法的分析力・法的理解力・法的センスが  
求められている。**

BCP

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

特定非営利活動法人  
事業継続推進機構  
事業継続と法的環境研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation  
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)